

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月27日

【会社名】 株式会社日本ピグメントホールディングス
(旧会社名 日本ピグメント株式会社)

【英訳名】 Nippon Pigment Holdings Company Limited
(旧英訳名 Nippon Pigment Company Limited)

(注)2024年6月27日開催の第88回定時株主総会の決議により、
2024年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代喜一

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は
下記の場所で行っております。)

東京都千代田区神田神保町二丁目10番4

【縦覧に供する場所】 株式会社日本ピグメントホールディングス (大阪オフィス)
(大阪府大阪市中央区淡路町三丁目6番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長田代喜一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下当社グループ）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社並びに持分法適用会社1社を対象として行いました全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社及び持分法適用会社2社については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮し、当社グループの事業拠点の重要性を判断する指標としては事業の規模を示す売上高が適切であると判断しました。全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、各事業拠点の売上高（連結間取引消去後）の高い事業拠点から合算していき、その概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、評価範囲に含まれていない事業拠点については、追加的な指標として売上総利益、総資産を用いても財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から僅少であることを確認しました。当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目については生産活動及び販売活動において多額に計上される売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、固定資産の減損損失、繰延税金資産、負ののれん発生益等を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。